

## 廃棄物処理施設整備基本計画（案）パブリックコメント結果

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 意見募集期間  | 令和5年7月1日（土）から令和5年7月31日（月）まで  |
| 2. 閲覧場所    | 市ホームページ、市役所本庁舎（行政情報コーナー）、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター、文化交流センター、クリーンセンター（環境業務課） |
| 3. 意見の提出方法 | 直接、郵送、ファクスまたは電子メール   |
| 4. 意見の提出者数 | 6名（12件）  |
| 5. 意見の反映   | 無し   |

No.	いただいた意見	市の考え方
1	<p>新施設は、現行施設と比べ、処理するゴミの量が1.5倍の大規模施設となる為、周辺住民の生活環境の悪化が懸念されます。例えば下記の項目が現行施設よりも悪化することはありませんか？悪化することはないとお考えの場合は、その根拠を明確に示してください。悪化するとお考えの場合は、それを良しと判断される理由を説明願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質（大気中への飛散量 及び 周辺の地表への落下量）</li> <li>・騒音 及び 振動</li> <li>・悪臭</li> <li>・周辺地域の気温上昇</li> <li>・地下水質の悪化 及び 地盤沈下</li> </ul> <p>なお、比較対象としては、あくまでも現在の施設を考えています。法基準より十分低いから問題ないという類の回答は問題外です。</p>	<p>ご意見いただいた各項目に対する考え方については、以下のとおりです。各種対策を講じることにより、現行施設よりも悪化するとはないと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質（大気中への飛散量 及び 周辺の地表への落下量）</li> </ul> <p>新施設では施設規模は大きくなりますが、最新の排ガス処理設備を設置し、現施設よりも更に厳しい排ガスの自主基準値を設定することにより、影響は現況と概ね同等になると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 及び 振動</li> </ul> <p>新施設では現行施設と同様、設備機器は建屋内への設置を基本とするほか、必要に応じてサイレンサーや吸音材の設置等の適切な対策を講じることにより、影響は現況と変わらないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭</li> </ul> <p>新施設では現行施設と同様、ごみを荷下ろしするプラットホームの出入口にはエアカーテン等を設置し、搬出入時以外は自動扉で外部と遮断することにより外気の通り抜けによる臭気の漏れを防止する等の適切な対策を</p>

		<p>講じることにより、影響は現況と変わらないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の気温上昇</li> </ul> <p>計画地は既に改変が行われて既存の施設や駐車場となっている場所であり、土地の改変による影響は小さいと考えます。また、焼却炉や高温の排ガスが通る煙道などには適切な断熱対策を講じること、高効率にエネルギーを回収するとともに、場外への廃熱の排出を最小限とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水質の悪化 及び 地盤沈下</li> </ul> <p>新施設では現行施設と同様、地下水を利用する計画はありませんし、プラント系排水はクロードシステムとして場外に排水しませんので、地下水質及び地盤沈下への影響はないと考えます。</p>
2	<p>新施設は、現行施設と比べ、処理するゴミの量が 1.5 倍の大規模施設となる為、周辺住民の生活環境の悪化が懸念されます。例えば、ゴミを搬入するパッカー車の増加により、周辺道路に交通渋滞が発生したり、ゴミ搬入の一般車両の待ち時間が、今でも十分長いものが更に長くなったりしないか心配です。どのように対応しようとしているのか具体的に説明をお願いします。</p>	<p>ごみの搬入車両については、1日当たり 40～50 台程度のパッカー車が増加する見込みですが、搬入時間内で分散されるため周辺道路環境へ大きな影響はないと考えております。</p> <p>廃棄物処理施設整備基本計画（案）p94 の「(1) 渋滞対策」に記載のとおり、現行施設では計量機の台数は入口と出口の 1 基ずつですが、新施設では、入口と出口にそれぞれ 2 基の計量機を整備します。</p> <p>また、現行施設ではプラットホームでの荷下ろしに時間を要しているため、粗大ごみ切断機の能力を現行施設の 1.5 倍とし、さらに荷下ろしスペースを大きく確保することで対応する計画としています。</p>
3	<p>現在は 100kg 以下は無料となっているゴミ持ち込み料金が、新施設の稼働に伴って有料化されると、野焼きや不法投棄などの違法行為が増加することが容易に予想されます。ただ単にゴミ持ち込み料金を有料にするのではなく、予想されるネガティブイフェクト（悪影響）を予防する為の施策は十分に検討されていますか？説明をお願いします。</p>	<p>家庭系の 100kg 以下無料の廃止により、野焼きが増えることへの懸念ですが、野焼きなどの焼却行為は一部の例外を除き法律で禁止されていますので、野焼きをせず市のごみ収集に出すか、大量の場合はクリーンセンターに持ち込むように、適正に処理していただかなければなりません。</p> <p>また、農業などを営むためにやむを得ない場合のみ一部例外として認められている焼却行為も、大量の煙やそれによる悪臭などで苦情が出た場合は、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすということで指導の対象となります。</p>

		<p>野焼きの禁止については、これまでも広報やHPなどでお知らせしているところではありますが、引き続き、周知をしてまいります。</p> <p>不法投棄に関しましては、町内会とも連携をはかり不法投棄が頻繁に行われる場所に不法投棄禁止の看板の設置を行う等の対応を行ってまいります。</p> <p>また、看板等の設置を行っても改善が見られない場所につきましては、監視カメラの設置を行うことや警察へ通報しパトロールを強化していただくなど、より効果的な対応を検討してまいります。</p>
4	<p>新施設の建設にあたって、西尾市は環境省に補助金の申請を行い、受理されたので環境アセスが始まった訳ですが、補助金申請は地元住民が施設建設に合意していることが大前提であるにも拘わらず、コロナ前に1、2回説明会なるものを開催しただけで、詳細条件については地元と未合意のまま、一定の合意を取り付けたと一方的に解釈して、地元が無断で環境省に補助金の申請し、施設の建設を推し進めようとする西尾市と中村市長の姿勢には納得できません。猛省し、地元住民の声に耳を傾け、要望に真摯に応えてください。</p>	<p>新施設の建設予定地については、西尾市、岡崎市及び幸田町で候補地を選定し、評価項目に従って評価し、最も得点の高かった現在の敷地に決定しました。地元の皆様に対しては、平成29年度に地元町内会に説明し、現在の敷地を建設候補地とすることに一定のご理解をいただきながら進めているものです。なお、一部町内会から地元支援策を求められており、その点については、現在も解決には至っていません。地元の要望に対しては、市として対応できること、できないことがあります。丁寧な説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
5	<p>煙突高さを59mではなく80mにしてほしいと再三にわたり要望しましたが、コストアップを理由に毎回却下されて来ました。高さが59mと80mの時の煙突の建設費、及びプラント全体の工事費に占める煙突建設費の割合はどれだけなのでしょう。お金よりも地元住民の安全・健康を第一に考えるべきではないのですか？</p>	<p>煙突の建設費については、廃棄物処理施設整備基本計画（案）p27「表6-13 煙突高さによる構造及び建設費用等」に示しているとおおり、他事例では80mで500百万円、59mで170百万円というデータがあります。当該施設は入札公告時の予定価格が13,300百万円となっていることから、差額330百万円は、約2.5%に該当します。なお、広域ごみ処理施設は、この他事例よりも施設規模が大きく、建設費は約31,400百万円と想定していること、さらに近年の物価上昇も考えると、煙突高さ80mと59mの差額もさらに大きくなる可能性が高いです。</p> <p>新施設では、最新の排ガス設備を設置し、現施設よりも更に厳しい排ガ</p>

		<p>スの自主基準値を設定します。また、煙突高さ 59mについては、他施設で多く採用されている高さであり、そのような施設でも環境影響は生じていないことから、新施設においても問題ないと考えます。詳細な影響予測については、今後の環境影響評価手続きの中で行い、環境影響が生じるおそれがある結果となった場合には排ガス自主基準値や煙突高さ等について再検討します。</p>
6	<p>廃棄物処理施設整備基本計画(案)に対する意見を申し上げます。本計画の背景、目的、方針等がコンパクトにまとめられ、大変よくできていると思います。概要版を拝見するだけでも、完成した施設の概要や運営方法が目に見えます。特に、施設整備の基本方針が SDGs に則った構成で定義されていて、期待が大きく持てました。</p> <p>しかし、基本方針を大きく打ち出した故にその内容が若干薄くなっているとの印象を受けたのが残念です。それでも、基本方針 1.3.4.6. は当然(当たり前)のことですが、2 の防災機能を新たに加えられたことは、水害が多発している昨今、非常に意義のある方針だと感じ入りました。当地は、須美川左岸にあたり高台にあるとはいえ、水害の危険性や避難場所としての機能は 20 年後を想定して機能を充実(ステップアップ)できる余地を残していただきたいと思います。昨今の異常気象は、今後常態化して従前のデータが役に立たない可能性があります。今は無駄だと思っても将来的に最良となることもあり得ます。これらを可能とするためには、跡地利用計画をより充実させることが必要です。本計画では、公園用地や地域還元施設用地とせず、リサイクル棟更新用地とすることを表明していますが、今後継続利用するために用地確保は絶対条件であり理解できます。がしかし、<b>現状用</b></p>	<p>ごみ処理施設整備の豊富な実績を有するプラントメーカーに、廃棄物処理施設整備基本計画で整理した防災機能等を有する条件で技術提案依頼を実施した結果、回答のあった 8 社すべてが現在計画している建設予定地で整備が可能と回答しております。確かに余裕がある用地ではありませんが、基本方針に沿った施設整備及び運営が可能と考えております。</p> <p>跡地利用について、廃棄物処理施設整備基本計画(案) p108 の「12.2 跡地利用方針」に記載のとおり、リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設の更新用地として活用する場合はコスト等のメリットがある一方、その他の活用方法はデメリットが大きいことから、リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設の更新用地として活用する計画としています。リサイクル棟及び廃プラスチック減容処理施設の更新が完了しますと敷地に余裕ができますので、その際にその後の敷地利用について検討してまいります。</p> <p>ご提案の「基本方針 5 の「地域に開かれ、親しまれる施設」としての機能」については、いただいたご意見や、廃棄物処理施設整備基本計画(案) p159 の「第 17 章 広域ごみ処理施設建設に関する市民からのアイデア」を参考にして、今後具体的な取組を検討してまいります。</p>

地の中で処理能力を 1.5 倍にしながら、新たな方針を加味しつつ、より高度な施設を建設するのは、少々無理があると思われます。

今すぐにはできなくとも、隣接する敷地の取得や活用、自施設の建ぺい率を増加させる余地を計画内に残せないでしょうか。本計画は環境部の管轄であり、敷地も部内に限定されていますのは承知していますが、計画自体が市の総合計画の一部として承認されるならば、本計画も部の範囲を超えて連携できるよう記載していただけないかと思います。また、基本方針 5 の「地域に開かれ、親しまれる施設」としての機能の表現は、少々不足していると思われます。環境学習機能の充実や地域に親しまれる施設としての取組は現状の追認のみで新しい機能や発想が見当たらないのが残念です。

例えば、廃棄された粗大ごみ等を活用した民間事業者によるリサイクルショップ、パーツショップ及びリサイクルマーケット、フリーマーケット等を常時開催する場所の確保、回収したエネルギーを利用した新たな施設の建設など可能性のあるものを記載して欲しかったです。(あくまでも可能性ですから、内容の検討はこれからです。)

本計画は、廃棄物処理施設を整備するための基本計画案ですが、施設整備に付随した事項ならば、若干でも記載することは可能ではないかと考えました。実際、施設建設に直結するごみ処理方式の選定や土木・建築計画、VFM利用の事業・財政計画など今後施設基本計画、基本設計への根拠となりうる市場調査、分析などは詳細に掲載しているのに新たな拡張計画は本計画の基本方針にあるにもかかわらず現状記載しかないのは残念です。た

	<p>とえ今回は未検討で記載できなくても「夢と理想」の部分も含め、より高みが見える計画にさせていただけることを期待してやみません。</p>	
7	<p>新施設建設については地元意見を尊重し、当初計画時に新設の有無を地元と話し合い地元同意を得ることが、第一歩と思います。未だに地元とは話し合いによる合意がなされていません。このような状況下で基本計画を作成される西尾市の考え・姿勢は到底受け入れられません。まずは、地元が当地区でのごみ処理施設の存続を望んでいるか、否かを確認してからの基本計画とすべきではないか。</p> <p>これでは、地域における不公平が起きてしまい、市民は平等の原理原則が崩壊します。再度、西尾市は地域住民に誠意をもって説明し、住民からの意見や要望を十分加味した、新施設基本計画とすべきです。</p> <p>以上は、地元住民の強い要望です。是非とも叶えてください。</p>	<p>N o 4 と同様の回答です。</p>
8	<p>新施設におけるプラント及び設備機能については、現行プラントの能力・機能以上を採用されていますか、確認します。</p> <p>機能・能力については、時間当たりの処理量（焼却量）及び煙突からの時間当たりの排出量（放出量）であり、濃度ではなく、質量を意味します。</p> <p>また、煙突は現行の 80m で再検討してください。</p> <p>再検討理由は、現在のクリーンセンターは当初 59m の煙突提案を当時の地元住民は大気中の汚染物質の拡散を望んで 80m の煙突を当局に熱望して 80m で構築され現在に至っています。今回も同様に拡散が期待できる 80m を望んでいます。</p> <p>もしも、59m に固守されるならば、現状よりも拡散が期待でき</p>	<p>時間当たりの処理量（焼却量）については、292t/日としており、現行プラントの能力・機能以上としております。</p> <p>煙突からの時間当たりの排出量について、適切な排出が為されるように誘引通風機や煙突の設計を今後実施してまいります。新施設では施設規模は大きくなり、相当に排ガス量も増えると考えますが、一方で、現施設よりも更に厳しい排ガスの自主基準値を設定することにより、その影響は現況と概ね同等になると考えております。</p> <p>煙突高さ 59m については、N o 5 と同様の回答です。</p>

	<p>る機能を有する煙突を構築してください。地元は、拡散機能が低下することを非常に危惧しています。</p>	
<p>9</p>	<p>新施設における地元への悪影響としては、大気・土壌・水質の汚染拡大（質量）や交通渋滞の増加を危惧しています。</p> <p>汚染については、すべての項目で現状の測定値以下を基準値として厳しく管理・運営することを、地元へ公約してください。</p> <p>交通渋滞の増加対策としては、インフラ整備とアクセス道路の充実（新設道路等）をその都度図り、渋滞緩和に努めてください。</p> <p>水質については、特に水銀・フッ素・マンガン等の有害物を場内及び場外の測定頻度と測定値の公表を望む。</p> <p>土壌については、ダイオキシン・水銀・フッ素等の有害物を場内及び場外の測定頻度と測定値の公表を望む。</p> <p>特に、人体に悪影響の有機フッ素については、地域住民への健康調査として血液検査の実施を望む。</p>	<p>各種公害防止基準値について、新施設が竣工する前に試験を実施して遵守できることを確認するとともに、運営期間中にも測定を実施、基準値を遵守してまいります。</p> <p>交通渋滞について、現行施設では計量機の台数は入口と出口の1基ずつですが、新施設では、入口と出口にそれぞれ2基の計量機を整備します。また、現行施設ではプラットホームでの荷下ろしに時間を要しているため、粗大ごみ切断機の能力を現行施設の1.5倍とし、さらに荷下ろしスペースを大きく確保することで対応する計画としています。</p> <p>水質について、プラント系排水はクローズドシステムとし、場外に排水しませんので、汚染のおそれは無いと考えています。生活系排水（トイレや給湯室など）については、ごみ処理とは直接関係ありませんが、合併浄化槽で処理後に河川放流するため、水質汚濁防止法及び愛知県の「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」に基づく排水基準項目を遵守し、運営期間中の測定を実施致します。</p> <p>土壌について、ごみ処理施設は特定の有害物質を取り扱う施設ではなく、また、ごみの荷下ろし及び焼却灰等の積込みは室内で実施しますので、土壌汚染を引き起こすことは無いと考えており、測定の実施は考えておりません。なお、一般的にごみ処理施設において定期的な土壌の調査は実施されておりません。</p> <p>有機フッ素について、環境省は「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」において焼却処理が分解率99.999%以上となる分解処理の1つとして整理しており、他のごみ処理施設における有機フッ素による健康被害は生じていないと考えることから、血液検査の実施は想定しておりません。</p>

10	<p>地元継続支援金</p> <p>横須賀第7区町内会は次期クリーンセンター協同自治体の岡崎市、幸田町へ訪問し諸々の地元要望を伝え意見を聞いてまいりました。両市町は地元支援金について西尾市から協議が上がったら誠意を持って回答しますとの事でした。両市町が能力規模に応じた支援金を支出することになったらその支援金はどこへ入るのですか。</p>	<p>両市町とは支援金としてではなく、施設の運転管理に要する費用を処理量に応じて支払ってもらうよう協議を進めています。その費用の中には周辺環境を保全していくために必要となる費用も含まれています。</p>
11	<p>煙突の高さ</p> <p>岡山八幡社隣に7区岡山グラウンドが在ります。クリーンセンター煙突から300Mの位置です。7区は子供会ソフトボール強豪区で毎週土日朝早くから練習しています。今でも父兄から煙突の公害が心配だとよく話題に出ます。それなのに煙突が低くなるなんて容認できません。</p>	<p>N○5と同様の回答です。</p>
12	<p>3期（令和42年）のゴミ焼却場計画</p> <p>横須賀第7区町内会は近隣のゴミ焼却場所在地町内会へ訪問し建設時の行政との取り決めについて聞いて来ました。（20～30年後）現在地ではなく他の場所に行くと言面を取り交わしたのは小牧市だけです。理由は新しい場所で、総合的に地域を開発していきたいとのことだそうです。西尾市もまだまだ開発可能な場所他に沢山あると思います。西尾市も次回は総合的に考えてはどうでしょうか。</p>	<p>次期ごみ処理施設（令和42年以降）のことについて、今は何も決まっていない状態ではありますが、建設候補地の選定に関しては今回同様、総合的に判断していきたいと考えております。</p>